

# 経済産業省

輸出注意事項 23 第 4 号  
平成 23・05・06 貿局第 1 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 23 年 5 月 18 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局 492 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後				現 行			
(略)				(略)			
1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (略)				1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (略)			
2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)				2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)			
3 税関長の確認等 (略)				3 税関長の確認等 (略)			
別紙1				別紙1			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈		外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
2	(略)	(略)		2	(略)	(略)	
		貨物等省令第15条第1項第四号中に掲げる技術のうち、貨物等省令第1条第十四号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）の	以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。） イ (略) ロ フライス削りをするのできる工作機械であって、位置決め精度に係る申			貨物等省令第15条第1項第四号中に掲げる技術のうち、貨物等省令第1条第十四号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）の	以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。） イ (略) ロ フライス削り又は中ぐりをするのできる工作機械であって、位置決め精

	うち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術		<p>告値が0.008ミリメートルを超えるもの（貨物等省令第1条第十四号ロ（二）又は（三）に該当するものを除く。）</p> <p>ハ（略） 注：（略）</p>
	(略)	(略)	
3・4	(略)	(略)	
5	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第17条に掲げる技術</u>		<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</u>
6	必要な技術	(略)	
	旋削	<u>被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。</u>	
		<u>被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。</u>	
	<u>フライス削り</u>	<u>回転工具を用いて切削を行うことをいう。</u>	

	うち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術		<p>度に係る申告値が0.008ミリメートルを超えるもの（貨物等省令第1条第十四号ロ（二）又は（三）に該当するものを除く。）</p> <p>ハ（略） 注：（略）</p>
	(略)	(略)	
3・4	(略)	(略)	
5	(略)	(略)	
	<u>(新設)</u>		
6	必要な技術	(略)	
	<u>(新設)</u>		
	<u>(新設)</u>		

	<u>回転工具を用いて 穴をくり広げるこ とを含む。</u>	
(略)	(略)	
貨物等省令第 18条第1項 第一号に掲げ る技術のうち 、貨物等省令 第5条第二号 ロ(三)若し くは貨物等省 令第18条第 1項第一号イ 若しくはロに 該当するもの の設計又は製 造に必要な技 術(プログラ ムを除く。)及 び貨物等省 令第18条第 1項第二号に 掲げる技術(プ ログラムを 除く。)	以下のいずれかに 該当する貨物の設 計、製造に係る技 術(プログラムを 除く。)を除く。 イ (略) ロ フライス削り をすることがで きる工作機械で あって、位置決 め精度に係る申 告値が0.00 65ミリメー トルを超えるもの (貨物等省令第 5条第二号ロ(二) 又は(四) に該当するもの を除く。) ハ (略) 注：(略)	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第 18条に掲げ る技術</u>	<u>医療用に設計され た装置に組み込ま れたプログラムを</u>	

(略)	(略)	
貨物等省令第 18条第1項 第一号に掲げ る技術のうち 、貨物等省令 第5条第二号 ロ(三)若し くは貨物等省 令第18条第 1項第一号イ 若しくはロに 該当するもの の設計又は製 造に必要な技 術(プログラ ムを除く。)及 び貨物等省 令第18条第 1項第二号に 掲げる技術(プ ログラムを 除く。)	以下のいずれかに 該当する貨物の設 計、製造に係る技 術(プログラムを 除く。)を除く。 イ (略) ロ フライス削り 又は中ぐりをす ることができる 工作機械であっ て、位置決め精 度に係る申告値 が0.0065 ミリメー トルを超えるもの(貨 物等省令第5条 第二号ロ(二) 又は(四)に該 当するものを除 く。) ハ (略) 注：(略)	
(略)	(略)	
<u>(新設)</u>		

			除く。
7	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第19条に掲げる技術</u>		<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</u>
8	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第20条に掲げる技術</u>		<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</u>
9	(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	<u>貨物等省令第21条第1項第十六号及び第十七号中の</u>		<u>輸出貿易管理令第4条第1項第六号に該当する貨物を除く。</u>

7	(略)	(略)	
	<u>(新設)</u>		
8	(略)	(略)	
	<u>(新設)</u>		
9	(略)	(略)	
	<u>第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の機能を実現するためのプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラム</u>	<u>第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物と同等の機能を実現するためのプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラムを含む。</u>	
	<u>(新設)</u>		

	ある貨物	
	(略)	(略)
	ローカルエリアネットワーク	(略)
	<u>貨物等省令第21条第2項第十四号中の技術</u>	<u>民生用のセルラー無線通信装置の設計に係るものを除く。</u>
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第21条に掲げる技術</u>	<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</u>
10	(略)	(略)
	磁力計	(略)
	<u>貨物等省令第22条第3項第一号中の光学的被膜の厚さ</u>	<u>屈折率に光学的被膜の物理的厚さを乗じたものをいう。</u>
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第22条に掲げる技術</u>	<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを</u>

	(略)	(略)
	ローカルエリアネットワーク	(略)
	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	
10	(略)	(略)
	磁力計	(略)
	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	

			除く。
1 1	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第23条に掲げる技術</u>		<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</u>
1 2	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第24条に掲げる技術</u>		<u>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</u>
1 3	(略)	(略)	
	拡散接合法	(略)	
	<u>損傷許容設計された回転部分品</u>	<u>亀裂成長を予測し、限定するための方法を用いて設計したものをいう。</u>	
	(略)		
	貨物等省令第25条第3項第三号中の技術		(略)
	<u>貨物等省令第25条第3項第四号中の技術</u>		<u>次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術を除く。</u>

1 1	(略)	(略)	
	<u>(新設)</u>		
1 2	(略)	(略)	
	<u>(新設)</u>		
1 3	(略)	(略)	
	拡散接合法	(略)	
	<u>(新設)</u>		
	(略)		
	貨物等省令第25条第3項第三号中の技術		(略)
	<u>(新設)</u>		

			<u>イ 入口案内翼</u> <u>ロ 可変ピッチフ</u> <u>ァン又は可変プ</u> <u>ロップファン</u> <u>ハ 可変圧縮翼</u> <u>ニ 圧縮機のプリ</u> <u>ードバルブ</u> <u>ホ 逆推力のため</u> <u>に流路の形状を</u> <u>可変にするため</u> <u>のもの</u>		
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>貨物等省令第</u> <u>25条に掲げ</u> <u>る技術</u>		<u>医療用に設計され</u> <u>た装置に組み込ま</u> <u>れたプログラムを</u> <u>除く。</u>	<u>(新設)</u>	
14	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>貨物等省令第</u> <u>26条に掲げ</u> <u>る技術のうち</u> <u>、貨物等省令</u> <u>第13条第9</u> <u>項又は第10</u> <u>項に掲げる貨</u> <u>物を設計する</u> <u>ための技術</u>		<u>医療用に設計され</u> <u>た装置に組み込ま</u> <u>れたプログラムを</u> <u>除く。</u>	<u>(新設)</u>	
15	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>貨物等省令第</u> <u>27条に掲げ</u>		<u>医療用に設計され</u> <u>た装置に組み込ま</u>	<u>(新設)</u>	

	る技術	れたプログラムを 除く。
16	(略)	(略)

別紙2・別紙2-2 (略)

別紙3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付書類等  
第1 (略)

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1)～(3) (略)

(4) 取引の概要

①～⑤ (略)

⑥ 役務の内容

提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するのかを具体的に記載する。ただし、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術にあっては、「16項」と記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなされる場合は所属・人数についても記載すること。

例1：外為令別表の2の項(2)、貨物等省令 第15条第2項

(技術) □□社製数値制御装置(型番○○○)用プログラム

(方法) フロッピーディスク及び貨物に内蔵したROMに格納

(数量) 1セット

例2：外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項第九号

(技術) □□社製①××用プログラム(品番○○○)、  
②△△用プログラム(品番○×△)

(方法) ①、②貨物に内蔵したROMに格納

(数量) ①20セット、②4セット

16	(略)	(略)

別紙2・別紙2-2 (略)

別紙3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付書類等  
第1 (略)

第2 役務取引許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1)～(3) (略)

(4) 取引の概要

①～⑤ (略)

⑥ 役務の内容

提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するのかを具体的に記載する。ただし、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術にあっては、「16項」と記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなされる場合は所属・人数についても記載すること。

(新設)

例 3 : 外為令別表の 1 1 の項 ( 4 ) 、貨物等省令第 2 3 条第 3 項第二号ト

(技術) □□社製××用三次元ディスプレイ (型番○○○○) 設計プログラム

(方法) MOに格納

(数量) 1セット

例 4 : 外為令別表の 9 の項 ( 1 ) 、貨物等省令第 2 1 条第 1 項第四号

(技術) ××用 (型番○○○○) 技術支援

(方法) ①当社△△工場に於いて技術者の受け入れ、  
②○○○マニュアル

(数量) ①4名・7日間、②4セット

- ⑦ 取引の相手方が技術情報を受領する場所  
取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所を記載する。  
(削る)

- ⑦ 取引の相手方が技術情報を受領する場所  
取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所を記載する。

例 1 : 外為令別表の 2 の項 ( 2 ) 、貨物等省令 第 1 5 条第 2 項

(技術) □□社製数値制御装置 (型番○○○) 用プログラム

(方法) フロッピーディスク及び貨物に内蔵したROMに格納

(数量) 1セット

例 2 : 外為令別表の 9 の項 ( 1 ) 、貨物等省令第 2 1 条第 1 項第九号

(技術) □□社製①××用プログラム (品番○○○) 、  
②△△用プログラム (品番○×△)

(方法) ①、②貨物に内蔵したROMに格納

(数量) ①20セット、②4セット

例 3 : 外為令別表の 1 1 の項 ( 4 ) 、貨物等省令第 2 3 条第 4 項第二号ト

(技術) □□社製××用三次元ディスプレイ (型番○○○○) 設計プログラム

(方法) MOに格納

(数量) 1セット

例 4 : 外為令別表の 9 の項 ( 1 ) 、貨物等省令第 2 1 条第 1 項第四号

(5) (略)

第3 (略)

第4 特定記録媒体等輸出等許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1)～(3) (略)

(4) 輸出等の概要

①～③ (略)

④ 技術の内容

輸出等を行う技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載する。ただし、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術にあつては、「16項」と記載する。プログラム等が提供される場合はその数量についても記載すること。

例1・例2 (略)

例3：外為令別表の11の項(4)、貨物等省令第23条第3項第二号ト

(技術) □□社製××用三次元ディスプレイ(型番○○○)設計プログラム

(数量) 1セット

⑤ (略)

別紙4 (略)

参考様式1～4 (略)

(技術) ××用(型番○○○)技術支援

(方法) ①当社△△工場に於いて技術者の受け入れ、  
②○○○マニュアル

(数量) ①4名・7日間、②4セット

(5) (略)

第3 (略)

第4 特定記録媒体等輸出等許可申請書の記載要領

1 (略)

2 申請書記載上の注意事項

(1)～(3) (略)

(4) 輸出等の概要

①～③ (略)

④ 技術の内容

輸出等を行う技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載する。ただし、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術にあつては、「16項」と記載する。プログラム等が提供される場合はその数量についても記載すること。

例1・例2 (略)

例3：外為令別表の11の項(4)、貨物等省令第23条第4項第二号ト

(技術) □□社製××用三次元ディスプレイ(型番○○○)設計プログラム

(数量) 1セット

⑤ (略)

別紙4 (略)

参考様式1～4 (略)